

～助産所や県外の医療機関で妊婦健診を受診予定の方へ～

健診費用の助成制度についてのご案内

愛川町では、妊婦健康診査費用補助券が利用できない助産所や里帰り等で県外の医療機関で受診した妊婦健診費用についても、その一部を助成いたします。

1 助成額

1回目 10,000円、2回目～14回目までは4,000円を上限に、妊婦健診にかかった費用を助成

2 助成回数 14回まで

○助産所で出産予定の方

助産所で受診した分のみ、この制度の対象となります。

ただし、妊娠初期の検査は医師の診察が必要です。医療機関での受診については、補助券が利用できます。

※妊娠前期・中期・後期の3回は、できるだけ医療機関で健診を受診するようにしましょう。

また、体調悪化により医療機関での受診を勧められた場合は、医療機関の指示に従ってください。

○里帰り等で県外の医療機関を受診予定の方

県外で受診した分のみ、この制度の対象となります。

※県外の医療機関でも補助券の利用が可能な場合があります。受診の前に医療機関窓口でご確認ください。

3 助成が受けられる方

健診受診日に、町に住民登録がある方



マタニティマーク

4 助成の方法

償還払い方式

助産所や県外医療機関で受診した際、妊婦健診にかかった費用の全額を医療機関へお支払いいただきます。受診日から1年以内に下記の必要書類をご用意のうえ、健康推進課窓口にて申請手続きを行ってください。

5 申請に必要なもの

★ 愛川町妊婦健康診査費用補助券（市町村送付用）

注意）「実施医療機関記入欄」に必ず記入が必要です。受診した際には、助産所または医療機関で忘れずに記入をしてもらってください。

★ 領収書のコピー（申請手続きの際に、原本もご提示願います。）

★ 愛川町妊婦健康診査費用助成申請書（健康推進課窓口にあります。）

※振込口座を記入する欄があります。口座番号等がわかるものをご持参ください。

★ 印鑑（朱肉を使用するもので、シャチハタ等のスタンプ印は不可）

6 申請期限

受診した日から1年以内（複数回の受診の場合は最初の受診日から1年以内）領収書の保存状態の良いうちに、早めに申請してください。

申請先・お問合せ 愛川町民生部健康推進課

電話 046-285-2111（内線 3341）